

生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会 開催要綱

1. 目的

生活保護受給者に対する就労支援については、平成25年の法改正により、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う「被保護者就労支援事業」を全ての保護の実施機関で実施することとしたほか、就労に向け一定の準備が必要な者への日常生活習慣の改善等を行う「被保護者就労準備支援事業」等を実施している。

平成28年度においては、事業対象者33.8万人のうち、12.3万人が当該事業に参加し、5.2万人が同事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている。他方、全国平均値として就労支援事業への参加率は36.4%、就労・増収率は42.4%であり、自治体での対象者の選定基準や選定方法、就労支援の取組状況にもばらつきがある。

こうした状況を踏まえ、各事業対象者の類型化や、就労状況等に応じた効果的な支援の在り方をテーマに、関係者の参画を得て研究会を開催する。

2. 主な検討事項

- ① 就労支援各事業の対象とすべき者の範囲の明確化
- ② 就労支援事業の対象とすべき者の標準的な選定プロセス
- ③ 自治体の好事例も取り入れた効果的な就労支援や評価の在り方
- ④ 稼働能力の活用が不十分である者に対する有効な指導指示の在り方 等

3. 留意事項

- 研究会の参加者は別紙のとおりとする。
- 研究会の座長は、参加者の互選により選出する。
- 研究会は社会・援護局保護課長が参加者の参集を求めて開催する
- 研究会の庶務は社会・援護局保護課で行う。

別紙

生活保護受給者に対する就労支援のあり方に関する研究会
参加者名簿

池谷 秀登	帝京平成大学現代ライフ学部人間文化学科教授
沖 幹雄	島根県邑南町 福祉課長
川瀬 晴美	横浜市南区福祉保健センター生活支援課就労支援専門員
菊池 馨実	早稲田大学大学院法学研究科長
坂田 弘之	高知市健康福祉部福祉管理課長
下手 忠	広島市健康福祉局地域福祉課保護担当課長
新保 美香	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授
田嶋 康利	日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会専務理事
中川 琢也	北海道保健福祉部 福祉局地域福祉課主幹

（五十音順）